第１号様式（第８条関係）

年　　　月　　　日

中野区長　殿

（譲渡人）債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 　　　　印

工事請負契約書に使用した印

（譲受人）債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**債権譲渡承諾依頼書**

債権譲渡人（以下「譲渡人」という。）が中野区（以下「区」という。）に対して有する工事請負契約書（区と譲渡人との間で締結された　　　　年　　月　　日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成２０年１０月１７日付け国総建第１９７号、国総建整第１５４号。以下「基本通知」という。）に基づく「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「譲受人」という。）と締結した　　　　年　　月　　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲受人に譲渡することにつき、工事契約約款第５条第１項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事契約約款第４２条に規定する「契約不適合責任」は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

１ 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事契約約款第３２条第２項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する契約金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事契約約款第５１条第１項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する契約金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

(1) 契約件名

(2) 工事場所

(3) 契約締結日 　　　　　年 月 日

(4) 工　　期 　　　　　年 月 日から 年 月 日まで

(5) 契約金額 金 円 ［申請日現在］

(6) 支払済前金払額 金 円

(7) 支払済中間前金払額

及び部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円 ［申請目現在見込額］

※ (8) ＝ (5) － (6) － (7)

なお、契約変更により契約金額に増減が生じた場合には、(5)の契約金額は変更契約後の金額とします。この場合、譲渡人及び譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

２　上記譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の工事代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。

３　譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害する行為は行いません。

４　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行い、区には一切御迷惑をおかけいたしません。

５　譲受人においては、国土交通省通達等の融資制度に関係する諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、譲渡人の下請企業に対する適切な支払の確保を図るものとします。

６　融資制度の手続に関し必要な既済部分の確認は、譲受人が責任を持って厳正に行います。

７　譲渡人及び譲受人は、工事請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。

８　本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払の金額及び工事代金の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。

９　上記のほか、譲渡人及び譲受人は、融資制度に関係する基本通知及び中野区地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱要領並びに工事請負契約書の条項等を遵守します。

10 本件に関する譲受人の連絡先及び担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　属 |  |
| 職 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号 |  |
| 電子メール |  |

年 月 日

(譲渡人) 御中

(譲受人)　　　　　　　　　　　　　　　　　　 御中

**債権譲渡承諾書**

上記の工事請負代金債権の譲渡承諾依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事契約約款第５条第１項ただし書の規定により承諾します。

なお、工事請負契約書第４２条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

１　譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

発注者　　中野区長